

# 平成 30 年定例会 9 月定期議会 産業建設常任委員会調査報告書

- 委員会報告（6月8日）…………… 3
  - 1. 平成 30 年定例会 6 月定期議会中の調査事項について
  
- 委員会報告（6月13日）…………… 4
  - 所管事務調査 <産業経済部>
    - 1. 6 月定期議会改正予定条例について
    - 2. 6 月定期議会補正予算について
  
- 委員会報告（6月14日）…………… 11
  - 所管事務調査・現地調査 <建設部>
    - 1. 6 月定期議会改正予定条例について
    - 2. 6 月定期議会補正予算について
    - 3. 下水道事業の地方公営企業法適用化について
    - 4. 石越高森公園の整備状況について
    - 5. 市営住宅建替事業について（迫地域佐沼大網地区）
    - 6. 市道整備事業について（石打坂・西館線、梅ノ木・平柳線）
  
- 委員会報告（6月19日）…………… 21
  - 現地調査 <産業経済部>
    - 1. 大泉排水機場について
    - 2. 山吉田揚水機場について
    - 3. 仮屋排水機場について
  - 所管事務調査 <建設部>
    - 4. 6 月定期議会補正予算について
    - 5. 委員会報告書について
    - 6. 行政視察について
  
- 委員会報告（6月28日）…………… 27
  - 所管事務調査 <産業経済部>
    - 1. 登米市有機センターの今後の方向性について
  
- 行政視察報告（7月10日～7月12日）…………… 29
  - 1. 埼玉県深谷市
    - 下水道事業の公営企業会計について
  - 2. 栃木県小山市
    - 地区まちづくり活動について
  - 3. 栃木県真岡市
    - 新規就農者確保支援事業・6次産業化について

○委員会報告（7月26日）	37
1. 事務事業評価について	
2. 年間活動計画について	
○委員会報告（8月21日）	39
1. 議会による事務事業評価（委員評価）について	
○委員会報告（8月22日）	41
所管事務調査 <産業経済部>	
1. 蛭沢地区事業（(仮称)登米インター工業団地）について	
2. 特定鉱害（浅所陥没）復旧工事について	
3. 石越高森公園の整備について	
○委員会報告（8月23日）	48
1. 議会による事務事業評価（委員会評価）について	

平成30年10月3日  
産業建設常任委員会

## 産業建設常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間：平成30年6月8日(木) 午後16時50分～午後17時10分
2. 場 所：登米市役所迫庁舎 第3委員会室
3. 事件および目的  
(1) 6月定期議会中の調査事項について
4. 参 加 者：委員 長 佐々木幸一、副委員長 曾根充敏、  
委 員 上野 晃、關 孝、田口政信、相澤吉悦、及川長太郎、  
伊藤 栄  
(事務局) 主 査 菅原 仁
5. 概 要：以下のとおり

### (1) 平成30年定例会6月定期議会中の調査事項について

---

6月定期議会中の所管事務調査については下記のとおり決定した。

#### 6月13日(水)

- 10:00～ <産業経済部>・6月定期議会改正予定条例について  
・6月定期議会補正予算について

#### 6月14日(木)

- 13:00～ <建設部>・6月定期議会改正予定条例について  
・6月定期議会補正予算について  
・繰越明許事業について  
・辺地総合整備計画の策定及び変更について  
・過疎地域自立促進計画の変更について  
・下水道事業の地方公営企業法適用化について  
・石越高森公園の整備状況について  
【現地調査】・市営住宅建替事業（佐沼大網地区）について  
・市道整備事業について（石打坂西館線・梅ノ木平柳線）

#### 6月19日(火)

- 10:00～  
・委員会報告書について  
・行政視察について

## 産業建設常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間：平成 30 年 6 月 13 日（水） 午後 1 時 35 分～午後 3 時 45 分
2. 場 所：迫庁舎 第 3 委員会室
3. 事 件  
＜産業経済部＞
  - （1） 6 月定期議会改正予定条例について
  - （2） 6 月定期議会補正予算について
4. 参 加 者：委員長 佐々木幸一、副委員長 曾根充敏、  
委 員 上野晃、關孝、田口政信、相澤吉悦、及川長太郎、伊藤栄  
  
(産業経済部) 産業経済部長 阿部孝弘  
産業経済部次長 高橋一紀  
産業振興課長 遠藤亨  
産業連携推進課長 千葉昌彦  
産業戦略専門監 木村建喜  
農産園芸畜産課長 千葉清記  
農産園芸畜産課副参事 菅原正博  
農村整備課長 千葉昌弘  
商業観光課長 新田公和  
工業振興課長 櫻節郎  
産業振興課課長補佐 山形敦  
  
(議会事務局) 主査 菅原 仁
5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)

(別紙)

## (1) 6月定期議会改正予定条例について

### ○概要

#### ①登米市税条例の一部を改正する条例について

平成30年度税制改革において、中小企業、小規模事業者の投資を後押しし、生産性向上を支援するため、設備投資した償却資産に係る固定資産税の特例が創設された。

■特例措置の内容（特例措置は集中投資期間の平成30年度から32年度に限定）

##### (1) 地域の要件（行政側）

- ・導入促進基本計画の同意を受けた市町村
- ・市町村の条例で3年間、固定資産税の特例率をゼロ以上1/2以下とする  
（国からの地方交付税交付金で75%を税収補填される）

##### (2) 設備投資の要件（事業者側）

- ・市町村が策定した計画に基づき認定を受けた中小企業、小規模事業者が実施する設備投資
- ・設備導入により、労働生産性が年平均3%以上向上する設備投資
- ・生産、販売活動等のために直接供される新たな設備投資

#### ②登米市有機センター条例の一部改正について

現在、市内6つの有機センターは、指定管理者としてみやぎ登米農業協同組合が管理運営しているが、施設使用料については、市が発行する納入通知書で使用者が市に納付する、地方自治法上の「使用料」となっている。

そのため、本条例で規定する文言のうち「利用料金」を「使用料」とし、併せて関連する文言を見直し改正するもの。

#### ■登米市有機センターの見直しについて

##### (1) 有機センターの課題

- ・施設老朽化に伴う修繕費の増加
- ・需要が一定時期（春先）に偏り、余剰在庫による搬入が制限され稼働率が低迷
- ・施設修繕に伴う搬入停止による稼働率の低迷
- ・製品堆肥の販売量低下

##### (2) 課題解消の検討結果

- ・【廃止】耕種農家と畜産農家の連携強化や畜産による公害防止、生産される良質な堆肥による地力の増強など「地域循環型農業」を推進する拠点施設として重要な役割を果たしているため、施設の廃止は不可能である。
- ・【譲渡】有機センターの無償譲渡の事例を検討した結果、第3セクターへの譲渡や規模が小さな施設の事例があるものの、本市のように規模が大きい有機セ

ンターの譲渡の事例は無く譲渡は困難と考える。

・【集約化】 6施設のうち攪拌機能を持つ施設（メイン施設）を集約することで施設管理費の削減を見込めることができ、また、攪拌機能を使用しない施設（サブ施設）については、原料堆肥受入と製品堆肥販売を継続させることで、利用農家の利便性を確保できる。

### （3）集約化の考え方

現在、6つの有機センターは指定管理者制度を導入し、みやぎ登米農業協同組合と協定を締結し一括して運営管理を行っている。

今年度は指定管理更新手続きの時期を迎えており、指定管理更新については段階的に集約を進め、利用率向上（70%以上）を図りながら、国の補助事業（ストックマネジメント）を活用した施設補修及び改修を実施していく。

集約に当たっては「現状の6施設が処理している家畜糞尿量」を維持して処理できるように施設をメイン・サブに組合わせて、施設の集約化を図っていく。

### ③登米市公園条例の一部改正について

市内で開催される各種イベントや伝統行事等に参加する市外からの観光客等の受入体制の整備を行い交流人口の拡大を図るため、平筒沼ふれあい公園管理棟（愛称：平筒沼 youyou 館）を集会施設から宿泊利用を可能とする簡易宿所として改修することに伴い、新たに施設使用料を定めるもの。

また、使用料の減免を規定する文言の見直し、石越高森公園へのパークゴルフ場整備に伴う遊具の廃止と長沼フットピア公園の未規定施設等について併せて改正するもの。

#### ■改正する概要

##### （1）平筒沼ふれあい公園管理棟使用料 宿泊

利用区分	使用料 (1人一泊当たり)	冷暖房料 (1人一泊当たり)	
		冷房	暖房
一般	3,000円	200円	200円
大学生、高校生等	2,000円		
中学生、小学生	1,500円		
小学生未満	無料	無料	無料

#### 備考

1. 市外の者が利用する場合は使用料を1.5倍とした額とする（市外の学校、社会福祉団体、社会教育団体及び産業経済団体等が、その活動目的を達成するために利用する場合を除く）。

2. 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍とした額とする。

3. 宿泊の場合は、和室1、和室2、管理室、会議室、調理室、多目的ホール、シャワーの使用料は徴収しない。

4. 宿泊に伴うシーツ等のクリーニング代は実費相当額を徴収する。

(2) 平筒沼ふれあい公園管理棟利用時間

宿泊：午後3時から利用最終日の午前10時まで。

ただし、浴室の利用時間については、別に定める。

宿泊以外：午前8時30分から午後5時まで

(3) 石越高森公園（愛称名：チャチャワールドいしこし）使用料

すでに廃止した「レーシングサーキット」及び「ボート」の規定を別表から削除

(4) 長沼フートピア公園使用料

これまでに規定されていなかった「レストハウス」及び「ふるさと物産館」を別表「施設又は設備」並びに「使用時間」に規定

貸出を行っていない「貸テント」を別表「備品利用」から削除

「レストハウス多目的ホール」使用料を別表に規定

③登米市及甚と源氏ボタル交流館等条例の一部改正について

市内で開催される各種イベントや伝統行事等に参加する市外からの観光客等の受入体制の整備を行い交流人口の拡大を図るため、及甚と源氏ボタル交流館を集会施設から宿泊利用を可能とする簡易宿所として改修することに伴い、新たに施設使用料を定めるもの。

#### ■改正する概要

(1) 及甚と源氏ボタル交流館使用料

宿泊

利用区分	使用料 (1人1泊当たり)	冷暖房料 (1人1泊当たり)	
		冷房	暖房
一般	3,000円	—	200円
大学生、高校生等	2,000円		
中学生、小学生	1,500円		
小学生未満	無料	—	無料

備考

1. 市外の者が利用する場合は使用料を1.5倍とした額とする（市外の学校、社会福祉団体、社会教育団体及び産業経済団体等が、その活動目的を達成するために利用する場合を除く）。

2. 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍とした額とする。

3. 宿泊の場合は、和室1、和室2、管理室、会議室、調理室、多目的ホール、シャワーの使用料は徴収しない。

4. 宿泊に伴うシーツ等のクリーニング代は実費相当額を徴収する。

(2) 及甚と源氏ボタル交流館利用時間

宿泊：午後 3 時から利用最終日の午前 10 時まで。

ただし、浴室の利用時間については、別に定める。

宿泊以外：午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(別紙)

## (1) 6月定期議会補正予算について

### ○概要

#### ■経営体育成支援事業

「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体等が、金融機関からの融資を活用して農業用機械・施設を導入する場合に、取得に要する経費から融資額を除いた自己負担額について補助金を交付する。

#### 1. 対象経営体 17 経営体

#### 2. 補助率及び補助金額

取得に要する経費の 3/10 を上限とし、以下の①～③に掲げる額のうち最も低い額ただし、1 経営体 3,000 千円を上限

- ・取得要する経費の 3/10
- ・融資額
- ・取得に要する経費から融資額を除いた額

#### 3. 事業費の内容 (17 経営体の合計)

(単位：千円)

取得に要する経費	事業実施経営体負担額			
	融資額	融資額を除いた負担額	補助金	自己資金
145,916	80,357	65,559	39,955	25,604

#### 4. 取得する農業用機械等の内容 (17 経営体の合計)

農業用機械等	台数
トラクター	6
コンバイン	7
田植機	1
アタッチメント (ロータリー、ハロー等)	6
乾燥調製機械 (乾燥機、粃摺機、色彩選別機等)	6
その他 (ドローン、トレーラー)	2
合計	28

今回補正額 39,955 千円【全額県支出金】

■農業水路等長寿命化・防災減災事業

農業利水施設の長寿命化及び防災減災対策に取り組む土地改良区等に対し、事業の一部を補助する。

1. 施工場所及び内容

①大泉揚水機場（国営造成施設）

- ・所在地：中田町上沼字大泉門畑 28-1
- ・内 容：平成 30 年 3 月の降雨により北上川の河川水位が急激に上昇し、北上川から取水する当該機場周辺の湧水が地下 2 階ポンプ室に流入し、揚水ポンプ 3 台が浸水により運転不能に陥ったため、減速機、モーター等を整備する
- ・事業費：82,000 千円
- ・負担割合：国 50%、県 15%、市 17.5%、事業実施主体 17.5%

②吐出揚水機場（国営造成施設以外）

- ・所在地：米山町字水門前 102
- ・内 容：老朽化に伴う主ポンプ整備、モーター更新他
- ・事業費：15,000 千円
- ・負担割合：国 50%、県 15%、市 5%、事業実施主体 30%

③事業費の負担額（補助金額）

（単位：千円）

項 目	事業費	負担額				
		国	県	登米市	一関市	事業実施主体
大泉揚水機場	82,000	41,000	12,300	13,700	650	14,350
吐出揚水機場	15,000	7,500	2,250	750	—	4,500
計	97,000	48,500	14,550	14,450	650	18,850

※大泉揚水機場の市負担額については、受益地が一関市にも及ぶことから、市負担額に受益地負担割合（登米市 95.47%、一関市 4.53%）を乗じた額とする

今回補正額 14,450 千円

## 産業建設常任委員会行政視察報告書（要点記録）

1. 期 間：平成 30 年 6 月 14 日（木） 午前 10 時～午後 16 時
2. 場 所：迫庁舎 第 3 委員会室 市内現地
3. 事 件  
＜建設部＞
  - （1） 6 月定期議会改正予定条例について
  - （2） 6 月定期議会補正予算について
  - （3） 下水道事業の地方公営企業法適用化について
  - （4） 石越高森公園の整備状況について
  - （5） 市営住宅建替事業について（迫地域佐沼大網地区）
  - （6） 市道整備事業について（石打坂・西館線、梅ノ木・平柳線）
4. 参 加 者：委員長 佐々木幸一、副委員長 曾根充敏、  
委 員 上野晃、關孝、田口政信、相澤吉悦、伊藤栄  
  
(建 設 部) 建設部長 首藤正敏  
建設部次長 千葉清  
土木管理課長 伊藤勝  
道路課長 細川宏伸  
用地専門監 佐々木勝彦  
住宅都市整備課長 小野寺憲司  
まちづくり専門監 阿部信広  
営繕課長 千葉伸一  
下水道課長 星洋徳  
土木管理課課長補佐 高橋浩昭  
下水道課課長補佐 加藤善己  
下水道課事業管理係長 津藤順  
営繕課営繕係長 杉田将幸  
  
(議会事務局) 主査 菅原仁
5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)

(別紙)

## (1) 6月定期議会改正予定条例について〈建設部〉

### ○概要

#### 【登米市都市公園条例の一部を改正する条例】

都市公園法施行令において、公園のうち運動施設が占める割合（運動施設率）の制限に関する条例が改正され、これまで国が都市公園の運動施設率の基準を「100分の50を超えてはならない」と一律に定めていましたが、既存の運動施設のバリアフリー化や国際基準への対応など、社会的な状況の変化に応じた運動施設整備を可能とするため、運動施設率の上限を地方公共団体の条例で定める。

※運動施設・・・政令で定められている野球場、陸上競技場、サッカー場、テニスコート等

※運動施設率＝  $\frac{\text{都市公園内の運動公園施設の総面積}}{\text{当該都市公園の敷地面積}} \times 100$

#### ・市の基準（案）の考え方

現時点で運動施設率の限度を超えるような改修や施設の新設を行うなど、参酌基準を拡大しなければならない特別な要因（計画）は無い。

本市の都市公園は、レクリエーションの場や災害時の避難スペースなど貴重なオープンスペースとなっていることから、引き続き、これまでと同等程度の広場面積を確保していくべきと考えている。今後の都市公園の設置や改修を図るにあたり、従来の基準が支障となる見込みがないことから、参酌すべき基準と同等の改正を行うもの。

## (2) 6月定期議会補正予算について

### ○概要

#### 【ひだまりタウンよねやま土地取得補助事業】

本市への移住を促進するため、ひだまりタウンよねやまの宅地を購入した市外から転入する若者・子育て世帯に対し、土地取得費用の一部を補助する。

#### ■事業内容

①対象区画：全24区画のうち10区画

②対象世帯（次の要件を全て満たすもの）

・夫婦のいずれも分譲地売買契約締結日以降に本市に転入する方（分譲地売買契約締結日から起算して過去3年以上市外に住所を有していた方）

・夫婦いずれかが40歳以下の方、又は夫婦のいずれかが45歳以下であり中学生以下の子どもを扶養している方

③補助額：一律1,500千円

※登米市住まいサポート事業補助金との併用は不可

④期 間：3年間（平成30年度から平成32年度まで）

⑤交付時期：宅地の所有権移転登記完了後、補助金として一括交付

⑥補助金の返還（全額）

- ・分譲地売買契約締結日から2年以内に住宅建築に着手しなかったとき
- ・分譲地売買契約締結日から3年以内に住宅を完成させなかったとき
- ・分譲地売買契約締結日から10年以内に宅地を第3者に貸付、又は譲渡したとき

今回補正額：3,000千円

【繰越明許事業について】

平成29年度繰越明許費繰越事業の進行状況について、全体で26事業の繰り越しがあり、その内5事業が事業完了となっている。

登米市一般会計繰越明許費に係る繰越事業

款	項	事業名	金額 (単位：円)	個別事業名	備考
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持補修事業	12,032,000	柳津駅前1号線用地購入事業ほか1件	
		道路新設改良事業	120,292,000	桜岡善王寺境線道路整備事業ほか9件	内2件完了
		橋りょう維持補修事業	52,700,000	中埠橋改修事業	
	6 住宅費	住宅管理事業	10,257,000	市営住宅建替事業ほか1件	
		定住促進住宅管理事業	1,719,000	公営住宅等整備計画策定事業	
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業	6,089,000	糠塚線道路災害復旧事業	

登米市下水道事業特別会計繰越明許費に係る繰越事業

款	項	事業名	金額 (単位：円)	個別事業名	備考
1 総務費	2 施設管理費	公共下水道施設管理 事業	7,813,000	迫町佐沼字西館地区公 共枅移設事業ほか1件	内1件 完了
2 事業費	1 下水道施設整 備費	公共下水道施設整備 事業	284,157,000	中田町新井田芝六地区 汚水管渠築造事業ほか6 件	内1件 完了

登米市宅地造成事業特別会計繰越明許費に係る繰越事業

款	項	事業名	金額 (単位：円)	個別事業名	備考
1 総務費	2 宅地用地造成 事業費	中津山地区事業	2,517,000	定住促進宅地造成事業	完了

【登米市辺地総合整備計画の策定及び変更について】

新たに道路新規路線2か所、橋梁補修工事で2か所を策定、計画変更については駒林地区及び庚申地区の見直しによる増額となっている。

【策定】

(単位：千円)

辺地区域	事業内容	事業費	辺地対策事業債予定額
大浦	赤坂線整備事業	221,800	91,700
上沢	長畑橋橋梁補修事業	228,000	9,900
嵯峨立	入沢・黄海線整備事業	67,250	67,200
嵯峨立	畑の沢4号橋橋梁補修工事	9,240	4,000

【変更】

(単位：千円)

辺地区域	事業内容	変更内容	変更前	変更後
駒林	沢田3号線整備 事業	辺地対策事業 債の増額	事業費 43,610	47,376
			辺地対策事業債予定額 43,600	47,300
庚申	桜沢・蓮沢線整 備事業	辺地対策事業 債の増額	事業費 55,000	55,946
			辺地対策事業債予定額 55,000	55,900

【登米市過疎地域自立促進計画の変更について】

新たに道路新規路線3か所、事業費の変更で2か所となっている。

【変更】

(単位：千円)

自立促進 政策区分	事業名 施設名	事業内容	地域	区分	概算事業費	年度区分			
						平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
2 交通通 信体系の 整備、情 報化及び 地域間交 流の促進	(1)市町 村道	米川町線 整備事業	東和町	変更前	72,678	10,678	20,000	20,000	20,000
				変更後	72,733	10,678	20,055	20,000	20,000
	道路	蛭沢いた ち沢線整 備事業	登米町	変更前	182,911	20,611	54,894	107,406	
				変更後	182,727	20,661	28,200	133,916	

【追加】

(単位：千円)

自立促進 政策区分	事業名 施設名	事業内容	地域	概算事業費	年度区分			
					平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
2 交通通 信体系 の整備、 情報化 及び地 域間交 流の促 進	(1)市町 村道	日野沢線整 備事業	東和町	6,000				6,000
		音声寺線整 備事業	津山町	1,500				1,500
	道路	水沢線整備 事業	津山町	27,550		12,550	1,500	

○所見

ひだまりタウンよねやまの分譲1区画の販売額は約180万円であり、「ひだまりタウンよねやま土地取得補助事業」として、市外から転入する若い子育て世代に対し、登記が終了した段階で150万円の補助金を一括交付する予定である。

しかし、若い世代が移住するきっかけや、魅力ある事業にするためにも、土地代金支払い、登記を終了した後に補助金を出すのではなく、補助額の差額分30万円の手出しで購入できるよう工夫すべきではないか。

### (3) 下水道事業の地方公営企業法適用化について

#### ○概要

登米市の下水道事業においても、施設の老朽化により、改築更新等に多額の費用が見込まれる。その一方では、将来人口の減少が見込まれること、及び節水意識の浸透による一人当たり処理水量の減少に伴った使用料収入の低下により、経営状況は厳しくなることが想定されます。

今後も、市民の皆様に安定的なサービスを提供するため、事業の経営成績及び財政状況をより明確化していく中で、持続的な下水道事業の経営を目指す必要があることから、平成32年4月1日から公営企業会計へ移行することで進めている。

#### 【実施する主な業務について】

##### ①固定資産調査及び評価（H28～H31）

- ・管路施設、処理場及びマンホールポンプ等の固定資産台帳を作成
- ・資産評価を行い、法適移行時の試算原価を算定  
（固定資産台帳は更新計画や経営計画で活用）

##### ②法適化に伴う事務手続き（H29～H31）

- ・法の適用により制定及び改廃が必要な例規の見直し
- ・新予算科目の検討と新予算の編成を行います。
- ・財政、人事、会計等の関連部局や関係機関との調整

##### ③企業会計システムの導入（H29～H31）

- ・すでに企業会計を導入している水道事業所の「地方公営企業会計システム」との連携を図りながらシステム導入のコスト縮減に努め、日々の出納管理や資産管理などの事務処理を効率的に行えるようなシステムを構築する。

## (4) 石越高森公園の整備状況について

### ○概要

#### 【芝生の標準的な作業量について】

芝生の標準的な作業量（全面張り）は作業員5～6名程度で1日当たり約500～600㎡程度となり、これは、芝生育成用の農地からの切り出し可能な出荷量や、現場に搬入した芝生を取り置きすることなく、その日のうちに張り付けを終わらせるサイクルにより見出しされている作業量によるもの。

今回施工する張芝の面積が合計で概ね12,000㎡であり、1日当たりの作業量を500㎡として、 $12,000\text{㎡} \div 500\text{㎡} \div 24$ 日程度の日数が必要となる。この日数に休日や、天候などの影響による不測の不稼働日等を見込み、計画工程では約1か月半の作業日数としている。

#### 【植栽工】

当初計画においてパークゴルフ場と遊園地の境界部分については、低木の立木により仕切りを行う予定としていたが、仕切りとして枝葉が成長するまでには約2～3年の期間を必要とし、景観面や来園者の安全確保が難しいこと、維持管理の手間や管理費用等の面を考慮し、施設管理者と再度協議を行った結果に基づき、フェンスにより仕切りを行う方法に工事内容の変更を行う。併せてフェンスにより仕切りを行った部分と平行して歩経路を設け、パークゴルフ場の利用者はコース内を移動する形とし、遊園地部分を歩行する事の無いよう施設の分離措置を図る。トイレなどの共有となる施設周辺には利用者が往来できる門扉等の開口可能な部分を設ける。

フェンス及び歩経路の設置に伴う費用は、植生及び立木等の工種の減工により相殺し、工事費の変更契約は伴わない形で対応する。

### ○所見

芝生の張り付けに関しては、現在、芝生の養生試験、土質検査を実施して8月下旬から10月上旬に着手する準備を行っている。パークゴルフ場の印象も芝生で変わってくるので、適切かつ確実な芝植え、養生を期待する。

また、パークゴルフ場と遊園地の境界は、当初検討していた植栽からフェンスに変更のことだが、パークゴルフ場と遊園地の景観を損なうのではないかと、当初の計画である植栽を再度検討されたい。

## (5) 市営住宅建替事業について（迫地域佐沼大網地区）

### ○概 要

佐沼大網地区の市営住宅（東大網団地 13 戸、西大網団地 17 戸、北大網団地 24 戸）が老朽化のため、西大網地区に建替え及び集約を行う現地を調査した。



## (6) 市道整備事業について（石打坂・西館線 梅ノ木・平柳線）

### ○概 要

#### 【石打坂・西館線】

石打坂・西館線の工期は平成 20 年から平成 32 年度までとなっており、現在の進捗率は 56.23%（平成 30 年 3 月 31 日現在）となっている。



【梅ノ木・平柳線】

梅ノ木・平柳線の工期は平成 20 年から平成 35 年度までとなっており、現在の進捗率は 8.98%（平成 30 年 3 月 31 日現在）となっている。



## 産業建設常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間：平成 30 年 6 月 19 日（火） 午前 10 時～午後 2 時

2. 場 所：迫庁舎 第 3 委員会室 市内現地

3. 事 件

<産業経済部>

- (1) 大泉揚水機場について
- (2) 山吉田揚水機場について
- (3) 仮屋排水機場について

<建設部>

- (4) 6 月定期議会補正予算について

<委員会>

- (5) 委員会報告書について
- (6) 行政視察について

4. 参 加 者：委員長 佐々木幸一、副委員長 曾根充敏、  
委 員 上野晃、關孝、田口政信、相澤吉悦、及川長太郎、伊藤栄

(産業経済部) 産業経済部長 阿部孝弘  
産業経済部次長 高橋一紀  
農村整備課長 千葉昌弘  
産業振興課課長補佐 山形敦  
農村整備課主幹兼計画係長 阿部保男

(建設部) 建設部長 首藤正敏  
建設部次長 千葉清  
土木管理課長 伊藤勝  
住宅都市整備課長 小野寺憲司  
まちづくり専門監 阿部信広

(議会事務局) 主査 菅原仁

5. 概 要：(別紙のとおり)

6. 所 見：(別紙のとおり)

(別紙)

## (1) 大泉揚水機場について〈産業経済部〉

### ○概 要

平成 30 年 3 月 8 日からの降雨による影響で、地下 2 階のポンプ室に大量の湧水が流入したことにより揚水ポンプ 3 台が浸水し運転不能の状態となったもの。

現在はポンプ 3 台による運転を確保し、モーターや減速機の状況を注視しながら交互運転により揚水供給中



## (2) 山吉田揚水機場について

### ○概 要

平成 30 年 5 月 29 日午前零時 37 分頃、2 号ポンプの運転を開始しようとしたが運転不能、過負荷エラーメッセージで故障を確認。改良区及び業者により故障原因を調査した結果、モーターへの電圧を調整する「制御器」の内部が焼損しているため運転不能であることが判明。故障原因は経年劣化によるものと推測される。

現在は 2 号ポンプの運転を再開するため中古部品による暫定復旧を行っている。



### (3) 仮屋排水機場について

#### ○概 要

平成 30 年 3 月 9 日、1 号機（エンジンポンプ）が緊急停止。点検の結果、原因は燃料に水が混入したことによる発火不良と診断。応急的に起動できるようにしていたが、再度点検を実施し、エンジン及び発電機の整備が必要となったもの。

昨年秋頃より 2 号機除塵機の不調が見られ、業者点検を数回実施し作動回復に努めたが、点検整備での復旧が見込めなかったことから復旧工事が必要となった。

今後、再発防止対策として、燃料管に「油水分離コシ器」を新たに設置し、6 月 7 日に運転可能な状態に復旧済み。除塵機は補助事業を活用して整備する。



## (4) 6月定期議会補正予算について〈建設部〉

### ○概要

#### 【立地適正化計画基礎調査事業】

立地適正化計画策定の必須要件である「居住誘導区域」及び「都市機能誘導地区」の指定にかかる現況調査を実施する。

#### 〈現状分析〉

現状調査で把握した人口密度の動向や公共交通網の状況、都市機能施設の立地状況などから都市計画区域における分析を行い、分析結果を踏まえた課題を整理する。

##### ①人口密度等の整理

国勢調査データ（メッシュデータ）を用いて、過去10年間の年齢階層別人口増減、人口密度、世帯数の動向を調査する。

##### ②公共交通網等の整理

現況の公共交通の状況や、過去10年間の交通手段の推移、利用者数の推移を分析する。

##### ③都市機能施設等の整理

都市計画区域を対象に都市機能施設の立地状況（立地年次、建物用途、面積規模）を把握し、図面等に整理する。

##### ④法規制状況の整理

災害危険区域など、居住誘導区域に含まないとすべき区域などの規制状況を把握する。

#### 〈人口の将来見通しに関する分析〉

人口ビジョンの内容及び市全域の将来推計人口を整理するとともに、現況調査で把握した地域別人口を基に平成52年までの地区ごとの将来人口を推計する。

今回補正額 1,977千円

## (5) 委員会報告書について

---

### ○概 要

平成30年2月2日以降行った、所管事務調査並びに現地調査に係る委員会報告書の内容について、確認を行った。

## (6) 行政視察について

---

### ○概 要

平成30年7月10日から12日に行う行政視察について確認を行った。

7月10日 埼玉県深谷市 下水道公営企業会計

7月11日 栃木県小山市 地区まちづくり事業

7月12日 栃木県真岡市 新規就農支援事業 6次産業化

## 産業建設常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間：平成 30 年 6 月 28 日（木） 午前 10 時～午前 11 時 20 分
2. 場 所：迫庁舎 第 3 委員会室
3. 事 件  
＜産業経済部＞  
（1）登米市有機センターの今後の方向性について
4. 参 加 者：委員長 佐々木幸一、副委員長 曾根充敏、  
委 員 上野晃、關孝、田口政信、相澤吉悦、及川長太郎、伊藤栄  
  
（産業経済部）産業経済部長 阿部孝弘  
産業経済部次長 高橋一紀  
農産園芸畜産課長 千葉清記  
産業振興課課長補佐 山形敦  
農産園芸畜産課主事 金 裕也  
  
（議会事務局）主査 菅原 仁
5. 概 要：（別紙のとおり）
6. 所 見：（別紙のとおり）

(別紙)

## (1) 登米市有機センターの今後の方向性について

### ○概要

#### ■集約化の考え方

現在、6つ有機センターは指定管理者制度を導入し、みやぎ登米農業協同組合と協定を締結し一括して管理運営を行っている。

今年度は指定管理更新手続きの時期を迎えており、指定管理更新については段階的に集約計画を立て、利用率向上(70%以上)を図り、国の補助事業(ストックマネジメント)を活用した施設補修及び改修を実施する計画である。

この計画では「現状の6施設が処理している家畜糞尿量」を維持して処理できるような施設をメイン・サブに組み合わせて、施設の集約化を図る。

#### ■集約のスケジュール

①第1ステージ 1組目の2施設を集約(指定管理期間5年間 H31~H33)

5年間のうち、H31~H33までの期間を第1ステージとし1組目のメイン・サブ施設を集約する

②第2ステージ 2組目の2施設を集約(指定管理期間5年間 H33~H35)

5年間のうちH33~H35までの期間を第2ステージとし、残る4つの有機センターから、指定管理者との協議を経て2組目のメイン・サブ施設を選定して集約する。

③第3ステージ 集約完了(指定管理期間5年間 H37~)

以降5年間を指定管理の周期としてメイン4施設サブ2施設の稼働を行う。  
稼働状況を検証し、メイン施設3施設サブ3施設化の見直しを検討する。

### ○所見

有機センターの在り方として3段階に分けて施設を集約していく内容が示された。有機センターは利用者の飼養頭数で稼働率が決まる。有機センターの稼働率を上げるために、どのような推移で利用者や地域の飼養頭数が変化しているかの把握が非常に重要になると思われる。また、製造された製品堆肥の利用や販路拡大など安定した需要と供給の対策も必要である。

なお、話を進めるにあたっては利用農家、組合などへの説明には、丁寧かつ慎重を期すよう願うところである。

## 産業建設常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間：平成30年7月10日（火）～7月12日（木）

2. 視察先および内容

- (1) 埼玉県深谷市 … 下水道事業の公営企業会計について
- (2) 栃木県小山市 … 地区まちづくり活動について
- (3) 栃木県真岡市 … 新規就農者確保支援事業・6次産業化について

3. 目 的

(1) 埼玉県深谷市：『下水道事業の公営企業会計について』

深谷市における下水道事業の公営企業会計の移行について調査を行い、本市における今後の公営企業会計適用に向けた事業検討の参考とする。

(2) 栃木県小山市：『地区まちづくり活動について』

小山市における地区まちづくり活動について、行政としての取組や地域の活性化に向けた取組みについて調査を行い、本市の今後のまちづくりのための参考とする。

(3) 栃木県真岡市：『新規就農者確保支援事業・6次産業化について』

真岡市における新規就農者確保支援事業・6次産業化への取り組みの経緯などについて調査を行い、本市での新規就農者確保、6次産業の活性化に向けた事業検討の参考とする。

4. 参 加 者：委員長：佐々木幸一、副委員長：曾根充敏、

委 員：上野晃、関孝、田口政信、相澤吉悦、及川長太郎、伊藤栄

同 行：産業経済部長 阿部孝弘

建設部下水道課長 星洋徳

随 行：議会事務局主査 菅原仁

5. 概 要：(別紙のとおり)

6. 所 見：(別紙のとおり)

(別紙)

## 【埼玉県深谷市】 下水道事業の公営企業会計について

- 日 時：平成 30 年 7 月 10 日（火） 午後 1 時～午後 3 時
- 場 所：深谷市役所
- 説明対応：深谷市環境水道部下水道工務課長 今井吾郎  
深谷市環境水道部企業経営課長 及川勝隆  
深谷市環境水道部企業経営課課長補佐 青木照雄

### ○概 要

平成 18 年 1 月 1 日、深谷市、岡部町、川本町、花園町がひとつになり誕生した新「深谷市」は、埼玉県北西部に位置し東京都心から 70 km 圏にあり、東は熊谷市に、南は嵐山町、寄居町に、西は美里町、本庄市に、北は群馬県の伊勢崎市、太田市に接している。また、北部は利根川水系の低地で、南部は秩父山地から流れ出た荒川が扇状台地を形成する平坦な地形となっている。

旧深谷市は県の指導を受けて、昭和 58 年度から地方公営企業法を一部適用する企業会計として、旧 3 町は法非適用の特別会計として事業を実施していた。

合併後も企業会計と特別会計が併存していたが、平成 21 年 4 月に旧 3 町についても法を一部適用することで下水道事業としての会計方式を統一、さらには平成 23 年度の機構改革により、水道事業及び下水道事業が同一の部になったことで、平成 24 年 4 月にすべての事業について法全部適用へ移行した。

平成 27 年度に水道事業所及び下水道事業の経理・料金部門を統合し、企業経営課を設置し運用を行っている。



## ○所 見

私達が日々快適な市民生活を送る為には、電気、ガス及び水道等の安定的・継続的な提供が必要不可欠である。しかし近年になって、高度経済成長期に整備された公共インフラの老朽化が顕著になってきており、これらの更新の問題に直面する自治体が全国的に増えてきている。

インフラの更新には当然多額の費用が必要であるところ、人口減少もまた、全国の自治体が抱える問題であり、かかる人口減少等の理由から、料金収入も減少傾向にあり、よって公営企業の経営は一段と厳しさを増しているのが実情であると言える。

そこで、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を根拠に、総務省より「公営企業会計の適用の推進」（以下、「総務省要請等」という。）が示され、その中で、下水道事業は重点事業として、公営企業会計（以下、単に「企業会計」という。）の適用が強く要請されている。

総務省要請等によれば、企業会計への移行によるメリットとしては、経営、資産等の正確な把握による経営管理の向上や、弾力的な経営を行うことが可能となる結果として、住民ニーズへの迅速な対応が可能となること等が示されている。

そこで今回、企業会計への移行が完了している先進地として、埼玉県深谷市を視察した。

会計方式の移行に際しては、職員に簿記の知識が必要となり、また、特に固定資産台帳の作成が負担である等の苦労はあるものの、貸借対照表や損益計算書を通して経営状況及び経営上の課題が明確になり、また、水道事業と下水道事業の事務の統合をしたことも功を奏し、窓口が一本化した事で、市民サービスが向上している等の効果を得られているとのことである。

これは、総務省要請等により示されているメリットを概ね実現しているものと考ええる。

更には、市長部局から独立した組織となり、会計処理の際に会計管理者の決済も不要となることから、迅速な決裁、銀行との直接取引による迅速な事務処理が可能となったとの事である。

最後に本市において今後企業会計へ移行するに当たり、その心得をお尋ねしたところ、とにかくやってみることが重要だという回答を頂いた。

現時点では下水道事業への企業会計の適用は任意ではあるものの、先述のように、総務省では下水道事業を重点事業と位置づけ、また、平成 31 年度迄を集中取組期間とし、平成 32 年 4 月迄には移行を完結させたい考えである。その推進の為、財政面や技術面から様々な支援措置も用意されている。

また、総務省要請等中のロードマップによれば、平成 32 年 4 月以降は「進捗状況等を踏まえて法制化を検討」と記載されていることから、企業会計への移行は事実上の義務であるものと考ええる。

以上より、本市、更には市民にとって、集中取組期間内に下水道事業を企業会計に移行することが最もメリットが大きいものと考ええる。

更には総務省要請等にて示されるメリットとして、議会・住民のガバナンスが向上する旨が挙げられていることから、本委員会としては、平成 32 年 4 月時点において、企業会計への移行が確実に完了する様、しっかりとその移行作業の進捗状況等を調査することが必要と考える。

## 【栃木県小山市】 地区まちづくり活動について

■日 時：平成 30 年 7 月 11 日（水） 午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分

■場 所：小山市役所

■説明対応：小山市役所都市整備部都市計画課まちづくり支援係長 松本通雄  
小山市役所都市整備部都市計画課まちづくり支援係技師 須藤千晶  
小山市議会事務局議事課議事調査係主査 中尾聡

### ○概 要

小山市は栃木県南部に位置し、東京から 60 km の距離にあり、J R 宇都宮線、水戸線、両毛線、東北新幹線の停車駅として、また国道 4 号、新 4 号国道及び国道 50 号が交差する交通の要衝地として発展を続けている。

小山市は昭和 29 年下郡賀郡小山町と大谷村が合併して市政を施行し、その後昭和 38 年 1 町 1 村が合併、さらに昭和 40 年 1 町がこれに加わり現在の小山市が誕生した。

中央を南流する思川を境に、西部は県内有数の米作地帯、東部は台地で市街地、工業地帯の外、野菜、果樹、かんぴょう、花卉等の農業が発展し、結城紬の主産地にもなっている。

平成 30 年 4 月 1 日現在、面積は 171.76 m<sup>2</sup>、人口 167,169 人となっている。

### ■まちづくり条例制定の経緯

小山市では都市計画マスタープランの策定に伴い実現化の調査検討のため、まちづくり計画策定委員会を平成 16 年に設置、市街化区域内未整備、住宅環境整備、集落コミュニティ維持等の課題に柔軟対応の実現手法の検討、市民、開発事業者、行政の 3 者の責任と役割分担を明確にして協働によるまちづくりを推進することを目的として、「小山市地区まちづくり条例」を平成 17 年 4 月 1 日に制定

### ■まちづくり活動について

自分達のまちは自分達でつくる

計画＝行政主体 条例＝市民主体 共同でのまちづくり

現在 38 団体：研究会 6 地区、推進団体 32 地区

1. 思い立つ まちづくり構想、ルールづくり

2. 地区まちづくり研究会の設立

地区の現状と課題の整理、活動実績の積み上げ、3 年間継続実施、年間 2 万円の助成

3. 地区まちづくり推進団体の認定

地区まちづくり構想の検討⇒将来像をつくる

基本的考え方、目標、土地利用、道路等の都市施設の配置

建築物等、まちなみの基準（ルール）などのまちづくりの方針を検討して定める。

活動期間は5年間活動を続ける  
年間10万円助成⇒市街化調整区域  
年間15万円助成⇒市街化区域

#### 4. まちづくりの実現にむけて

地区まちづくり構想の策定⇒本当のまちづくりスタート

地区まちづくり計画の認定⇒市は推進団体から「地区まちづくり構想」が提案された時は、審査を行い適切であると認めた場合、認定し公表する。

将来像をつくりため、地区まちづくりへの貢献



### 〇所見

小山市は、平成17年度の小山市都市計画マスタープラン策定にともない、マスタープランの実現化に向けたまちづくりのシステムを構築するために小山市地区まちづくり条例を制定した。

これからは地域住民の皆さんで、自分たちの地域をどのように発展させるのかということを考え、そして実行に移すために話し合い、活動することが主体となっている。

最終的には地域の要望を取りまとめ、まちづくり構想として道路改良などの事業を要望し、小山市としても構想の実現に対し予算を付けて取り組んでいる。

また、研究会3年、推進協議会5年という長期間の活動から、まちづくり構想の将来像をつくるまで、市が実現化に向け市民と共同で歩んできたことは素晴らしく、自主、自立した時の達成感、充実感は終わりのない事業ともいわれており、楽しみとやりがいのある事業である。

しかしながら、研究会を立ち上げ、推進協議会として認定を受けて、まちづくり構想を策定するまでには長い年月が必要であり、その間の役員交代がスムーズに行われるような体制、幅広い年齢層からの人選が、今後の会の運営を左右するものである。

登米市においても、これから協働のまちづくりを進めるにあたり、小山市の地区まちづくり活動の仕組みは、大いに参考になる内容であるので、小山市地区まちづくり条例を参考に本市における地域協働の在り方について条例制定を含め検討し、地域の活性化に繋がるよう生かしてほしい。

## 【栃木県真岡市】 新規就農者確保対策事業・6次産業化について

■日 時：平成30年7月12日（木） 午前9時30分～午前11時15分

■場 所：真岡市役所

■説明対応：真岡市産業部農政課長 滝田真

真岡市産業部農政課長補佐兼農政係長 伊澤幸夫

真岡市産業部農政課園芸畜産係長 中里信昭

真岡市産業部農政課農政係副主幹 石川高治

はが野農協営農部営農企画調査役 小埜佳延

はが野農協営農部営農企画主事 秋山貴孝

### ○概 要

真岡市は栃木県の南東部に位置し、東部は八溝山、西は鬼怒川、南部は茨城県、北は宇都宮市に接している。

総面積は16,734haでそのうち市街化区域が1,678haとなり、残りは市街化調整区域となっている。市の西部には、第1から第5工業団地及び大和田産業団地を集積させ487haに89社の企業が操業しており、雇用機会の確保と市財政基盤の確立に努めている。また、東部には八溝山系が連なり、鬼怒川、五行川、小貝川の3つの一級河川が南流しており、水と緑に恵まれ自然豊かな「まち」で、人口は平成20年の83,392人をピークに減少し、平成30年6月1日現在、79,326人で世帯数は29,341世帯となっている。

真岡市の総農家戸数は3,741戸で、その内訳は、専業農家が794戸、第1種兼業農家が474戸、第2種兼業農家が1,645戸、自給的農家828戸となっている。

農地面積は8,505haでその内訳は田が6,834ha、畑が1,671haで農家一戸当たりの平均耕作面積1.9haとなっている。

主な農作物の作付は水稻が多いが、園芸のなかでもいちごの栽培面積は144ha、農家数は462戸で生産量は7,111tとなっており販売額は約80億円で日本一の産地となっている。

### ■新規就農者支援事業

真岡市に住所を有し、市税を完納している方、認定新規就農者

#### 1. 農業経営支援

施設、機械、農地取得等の初期投資額の30%、または360万円のいずれか低い額  
新規就農時に1回

#### 2. 研修支援

「新規就農塾」で研修を受け、研修終了後に市内で就農した場合、研修費の一部を研修支援金として、市とJAはが野が負担する（研修生1名につき各18万円）

### 3. フォローアップ（新規就農者指導員の配置）

「新規就農塾」や「とちぎ農業未来塾（県主催）」の研修後、就農した認定新規就農者に対して、自立できるまでの1年間、新規就農者の農業、経営の相談役として新規就農者指導員を配置する。

指導員は、市から委嘱され、主に農業経営や栽培技術の指導のほか、他市から来られた方の生活面の相談なども行う。

### 4. 空き家施設有効利用促進支援

市内在住の認定新規就農者へ農地および施設（パイプハウスなど）を5年以上貸し付けた方に対し、奨励金を交付

施設1㎡あたり500円（例 50㎡ハウスの場合は 1棟2万5千円）

### 5. 家賃支援

真岡市在住の新規就農者に対して、アパートなどの家賃の一部を補助  
アパートなどの借家の家賃50%、または2万円のいずれか低い額  
最長3年間の補助

### 6. 親元就農者支援

真岡市で農業を経営する親元に、後継者が就農するために行った設備投資費の一部を補助する。

施設、機械、農地取得等の初期投資額の30%、または30万円のいずれか低い額  
1回限りの支給



## ○所見

真岡市といえば、いちごの生産日本一のまちです。約 500 戸の農家で年間約 80 億円の販売高で、所得率は 60% もありとても魅力のある産業です。

しかし、農家の高齢化や担い手不足、または生産規模の拡大によるパート従業員の不足など深刻化するなか、真岡市では新規就農者への支援として J A はが野と連携し支援を行っている。

新規就農塾などをはじめとした農業技術の支援や、新規就農者のほとんどが他産業からの転職であるので、初期投資を抑えるためにハウスなどの空き施設を活用した事業などを行っており、安心して就農できる環境が整っている。

農業が基幹産業である本市においても、農業の後継者、担い手不足は喫緊の課題であり、移住定住の促進とともに新規就農者の確保、支援を関係部署と連携しながら進め、J A や県とともに、登米市で安心して新規就農できる環境の整備を進めていただきたい。

## 産業建設常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間：平成30年7月26日（木） 午前10時～午前10時45分
2. 場 所：迫庁舎 第3委員会室
3. 事 件
  - (1) 事務事業評価について
  - (2) 年間活動計画について
4. 参 加 者：委員長 佐々木幸一、副委員長 曾根充敏、  
委 員 上野晃、關孝、田口政信、相澤吉悦、及川長太郎、伊藤栄  
  
(議会事務局) 主査 菅原 仁
5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)

(別紙)

## (1) 事務事業評価について

---

### ○概 要

事務事業評価の事業について選定を行った。

- ①担い手育成支援・新規就農事業
- ②グリーン・ツーリズム推進事業
- ③道路メンテナンス事業

## (2) 年間活動計画について

---

### ○概 要

今後の活動について協議を行い、引き続き有機センターの調査と決算に向けた補助事業調査を行うこととした

## 産業建設常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間 平成30年8月21日（火）午前10時00分～午後5時2分
2. 場 所 登米市役所迫庁舎第3委員会室
3. 事件及び目的  
（1）議会による事務事業評価（委員評価）について
4. 出席者 委員長 佐々木幸一、副委員長 曾根充敏  
委 員 上野晃、關孝、田口政信、相澤吉悦、及川長太郎、  
伊藤栄  
  
（産業経済部）次長 高橋一紀、産業振興課長 遠藤亨、  
産業振興課農業経営支援係長 鈴木淳、  
商業観光課課長 新田公和、  
商業観光課観光物産係長 星名輝紀、  
  
（建設部）土木管理課長 伊藤勝、土木管理課課長補佐 高橋浩昭、  
土木管理課管理係長 鈴木松寿、  
土木管理課道路河川管理係長 遠藤昌宏  
  
（議会事務局）菅原 仁
5. 概 要：（別紙のとおり）

(別紙)

## (1) 議会による事務事業評価（委員評価）について

---

### ○概 要

産業建設常任委員会で選定した事務事業について、執行部から事業内容の説明を受け、質疑応答を行った。

その後、委員間討議を行い、委員（個人）評価を行った。

#### 《事務事業評価対象事業》

- ① 担い手育成支援・新規就農支援事業
- ② グリーン・ツーリズム推進事業
- ③ 道路メンテナンス事業

## 産業建設常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間：平成30年8月22日（水） 午後1時30分～午後4時30分

2. 場 所：迫庁舎 第3委員会室

3. 事 件

<産業経済部>

(1) 蛭沢地区事業（(仮称)登米インター工業団地）について

(2) 特定鉱害（浅所陥没）復旧工事について

(3) 石越高森公園の整備について

4. 参 加 者：委員長 佐々木幸一、副委員長 曾根充敏、  
委 員 上野晃、關孝、田口政信、相澤吉悦、及川長太郎、伊藤栄

(産業経済部) 産業経済部長 阿部孝弘  
産業経済部次長 高橋一紀  
産業振興課長 遠藤亨  
産業振興課課長補佐兼産業総務係長  
農産園芸畜産課長 千葉清記  
農産園芸畜産課副参事 菅原正博  
商業観光課長 新田公和  
工業振興課長 櫻節郎  
工業振興課計画推進係長 福泉淳  
産業振興課課長補佐 山形敦

(建設部) 建設部長 首藤正敏  
建設部次長 千葉清  
営繕課長 千葉伸一  
営繕課営繕係長 杉田将幸

(教育委員会) 教育部長 大柳晃  
教育部次長 佐藤嘉浩

(議会事務局) 主査 菅原 仁

5. 概 要：(別紙のとおり)

6. 所 見：(別紙のとおり)

(別紙)

## (1) 蛭沢地区事業 ((仮称) 登米インター工業団地) について

### ○概 要

#### ■ 蛭沢地区事業 ((仮称) 登米インター工業団地) について

##### 工業団地設計変更業務

工業団地宅地の区画割を1区画から複数の区画割にも対応できるように、工業団地への乗入口の位置について変更を行う。また、乗入口の変更に伴い、排水工及び上水道施設工について設計変更を行う。

今回補正額 11,924千円【全額宅地造成事業特別会計】

#### ■ ((仮称) 登米インター工業団地造成 (第2期) 工事の契約変更について

##### ①造成工事変更内容

・切土工において一部分に中硬岩が露出した。測量設計により当初から露出することは想定されており、掘削工法としてリッパ掘削で発注していたが、地盤の硬さが想定より硬いため、掘削工法を大型ブレーカに変更することにより増工となる。

(当初数量  $V=0\text{ m}^3 \Rightarrow$  変更数量  $V=8,500\text{ m}^3$  (増  $V=8,500\text{ m}^3$ ))

##### ②道路工事変更内容

・全線路盤入替えを予定していたが、道路横断計画において現道高より計画高があがる区間があり、現道の路盤の厚さが確保されているため、一部路盤工の減となることに伴い、併せて掘削の減となる。

(当初数量  $V=4,800\text{ m}^3 \Rightarrow$  変更数量  $V=3,300\text{ m}^3$  (減  $V=1,500\text{ m}^3$ ))

・全線路盤入替えを予定していたが、道路横断計画において現道高より計画高があがる区間があり、現道の路盤の厚さが確保されているため、一部路盤工の減となる。

(当初数量  $V=5,530\text{ m}^3 \Rightarrow$  変更数量  $V=4,437\text{ m}^3$  (減  $V=1,160\text{ m}^3$ ))

・側溝工の自在水路において、特殊製品であるため製造に時間を要することから、可変勾配側溝に変更したことにより減となる。

(当初 自在水路  $L=96\text{m} \Rightarrow$  変更 勾配可変側溝  $L=96\text{m}$ )

一部側溝布設において、新設から布設替に変更により減となる。

(当初 新設 大型排水フリユーム  $L=132\text{m} \Rightarrow$  布設替  $L=132\text{m}$ )

(当初 新設 ベンチフリユーム  $L=53\text{m} \Rightarrow$  布設替  $L=53\text{m}$ )

③道路工事（工業団地区域内道路）：登米インター線

・切土工において、一部に中硬岩が露出した。測量設計により当初から露出することは想定されており、掘削工法としてリッパ掘削で発注していたが、地盤の硬さが想定より硬いため、掘削工法を大型ブレーカに変更することにより増工となる。

（当初数量  $V=0 \text{ m}^3 \Rightarrow$  変更数量  $V=6,800 \text{ m}^3$  （増  $V=6,800 \text{ m}^3$ ））

■請負金額（変更）

原請負契約金額 : 387,720,000円

変更請負契約金額 : 404,524,800円

増減 : 16,804,800円（増減率4.3%）

**○所見**

測量設計により当初から中硬岩が露出することは承知していたが、硬度が想定より硬いために掘削工法をリッパ掘削から大型ブレーカに変更するに伴う契約変更である。

乗入口の変更については、立地企業が決まっていない中での変更は必要ないのではないかと。企業の誘致が決定してから設置しても良いと思われる。

乗入口については検討が必要である。

(別紙)

## (2) 特定鉱害（浅所陥没）復旧事業について

### ○概要

民有地（宅地）内で発生した陥没について、国（経済産業省）が亜炭採掘跡に起因する鉱害として特定鉱害（浅所陥没）復旧工事に認定したことから、市が浅所陥没の復旧工事を実施する。

#### ■実施概要

1. 被害発生場所：南方細川地区
2. 被害規模：縦 1.1m、横 0.7m、深さ 1.4m
3. 工事完了：平成 30 年 8 月 17 日
4. 施工方法：開削埋戻し工法  
※陥没孔周辺部や底の緩んだ土砂を除去、床堀面の整地を行った後、発生土や購入土で十分に転圧を行い埋め戻す工法
5. 役割等
  - ・公害認定：東北経済産業局
  - ・指定法人：公益社団法人みやぎ農業振興公社
  - ・実施主体：登米市

事業費 106 千円【特定鉱害復旧負担金（みやぎ農業振興公社）106 千円】

今回補正額 39,955 千円【全額県支出金】

(別紙)

### (3) 石越高森公園の整備について

#### ○概 要

##### ■登米市パークゴルフ場整備工事（平成30年7月末現在）

1. パークゴルフ場整備工事（コース整備）進捗状況：51%  
各コースについて雨水排水管および灌水設備は完了し、現在は芝植えに向けシエービング作業を実施中。
2. パークゴルフ場整備工事（外構）進捗状況：80%  
ちびっこサーキットの舗設、1、2コース中間の階段とあじさい園へのアクセス階段について完了済み。今後はステージ周辺の一部舗設、備品用倉庫（旧ゲームハウス）への取り付け道路等を施工予定。
3. パークゴルフ場整備工事（建築その1）進捗状況：91%  
山麓トイレは設置完了。完了検査実施済み。北山頂トイレは入口扉以外は完了済み。山麓東トイレは配管作業は完了済みで、今後、トイレユニットを設置予定。現在の工事工程の9月28日までで工事完了予定
4. パークゴルフ場整備事業（建築その2）進捗状況：57%  
ゲームハウス及びちびっこサーキット上屋について設置完了。完了検査実施済み。現在はふわふわランド上屋の基礎工事中。管理棟に関しては、トイレの改修作業が完了し、今後は外壁の塗装、増築部分を施工予定。

##### ■パークゴルフ場の管理運営等について

1. 条例整備について  
利便性や効率性の向上を図るため、パークゴルフ場、遊園地部分などを一つの条例とし、一体的に管理運営を行う。  
なお、遊園地部分については、今後大型遊具の更新は行わないことや、遊具は維持管理費の少ない簡易なもののみ必要最小限の施設とする方針であることから、より多くの利用者が見込まれるパークゴルフ場を主施設と捉え、施設全体を教育財産として位置づけるもの。  
条例は登米市パークゴルフ場・レクリエーション施設条例とし、登米市公園条例の別表第1（1）観光公園の表、石越高森公園（愛称名 チャチャワールドいしこし）の項を削り新たに条例を制定するもの。

## 2. 整備コンセプトについて

初心者から上級者まで様々な競技レベルで楽しむ事ができるとともに、3世代が一緒にプレーできるコミュニティスポーツの面も活かせるように、「行ってみたい、プレーしてみたい」施設となり、市内外の人々に選ばれるパークゴルフ場を目指す。

高低差のある地形を巧みに取り込み、丘の上から公園全体を眺める景観なども楽しむことができるとともに、コース造りを工夫することで、プレーの戦略性を高めるなど、印象に残るコースの創出を行う（6コース54ホール）。

## 3. 目標とする利用者数について

県内の公認パークゴルフ場の利用者数の状況から、登米市の利用者を40,000人と算出

※利用者数 306,250人 ÷ (8公認パークゴルフ場ホール数 306ホール + 登米・東松島ホール 108ホール) × 登米市 54ホール ÷ 40,000人

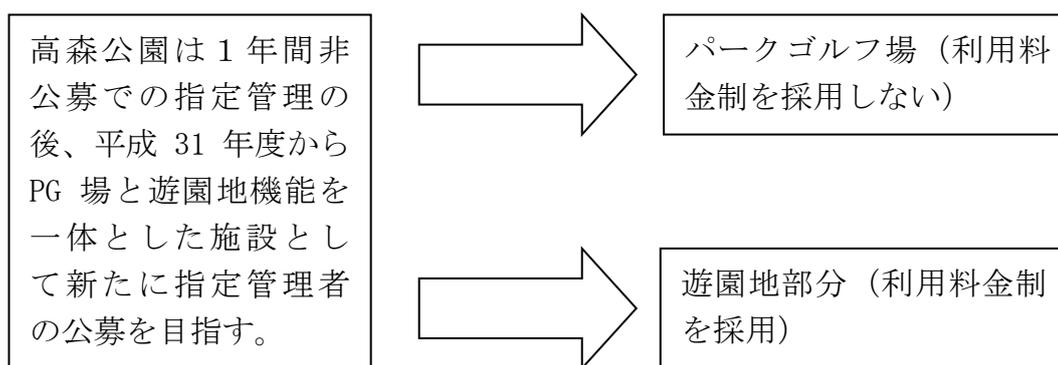
40,000人に市内の新たな利用者や岩手県南の利用者等を加え、目標値を年間50,000人と設定

※オープンが平成31年6月予定のため、4・5月分の見込数を10,000人とし、年間50,000人から4・5月の10,000人を引いた40,000人と設定

## 4. 管理運営について

パークゴルフ場は、遊園地部分と一体的な管理運営を行うことで、指定管理者制度の導入の目的を達成することができる施設として位置づけられる。

オープン当初から指定管理者制度の導入が望ましい施設であることから、管理実績がないことなどを補完できるよう、工夫を入れながら導入を目指す。



PG場に利用料金制を採用しない指定管理

指定管理期間 H31.4~H33.3（2年間）

H30.10 公募開始 H31.2 議会提案

H33.4~は利用料金制度を採用した指定管理制度で行う

#### 4. 補償について

石越高森公園を平成 30 年度、休園としたことによる補償費については、次のとおりである。

なお、顧問弁護士の指導を受けながら、補償費の積算においては、パークゴルフ場整備工事の遅れに起因する休園であることから、公共工事の施工による損失の補償の基準を定めた「公共用地の取得に伴う損失補償基準」により積算を行っている。

- ・市有地の管理に係る休業補償

休園により、施設の管理内容が変更となり、管理に要する常時雇用職員数が 5 人から 1 人に減少するため、4 人分の人件費を補償対象とする。

- ・自主事業に対する休業補償

自主事業において、休園しなければ見込めた収益や、休園中も固定して支出が予想される経費等を対象に補償を行うもの。

### ○所 見

石越高森公園の管理については、関係する部局で協議し、今後は教育委員会が所管する報告を受けたが、交流人口拡大、経済効果を考えると所管する部署については検討が必要ではないか。

また、条例については入場料に差が出るなど、難しい料金システムになっており利用者に不便をきたす恐れがあるなど、見直しが必要である。

指定管理者制度についても、開園と同時に指定管理者制度の導入を行うのではなく直営で管理してから、十分検討した段階で指定管理者制度を導入する方が望ましい。

今後の管理のあり方を含め再度検討が必要である。

## 産業建設常任委員会報告書（要点記録）

1. 期 間 平成30年 8 月23日（木）午前9時00分～午後 0 時

2. 場 所 登米市役所迫庁舎第 3 委員会室

3. 事件及び目的

（1）議会による事務事業評価（委員会評価）について

4. 出 席 者 委員長 佐々木幸一、副委員長 曾根充敏

委 員 上野晃、關孝、田口政信、相澤吉悦、及川長太郎、  
伊藤栄

（議会事務局）菅原仁

5. 概 要：（別紙のとおり）

(別紙)

## (1) 議会による事務事業評価（委員会評価）について

---

### ○概 要

産業建設常任委員会で選定した3事業について、執行部からの事業内容説明を受け、質疑応答、委員間討議を行い、委員個人の評価を行った。

個人評価を集約し、委員間討議を行い、産業建設常任委員会としての評価と今後の方向性を導き出した。

#### 《事務事業評価対象事業》

- ①担い手育成支援・新規就農支援事業
- ②グリーン・ツーリズム推進事業
- ③道路メンテナンス事業

今後、全員協議会での全体共有、決算審査の審議、9月定期議会終了に行う委員間討議での意見を加味しながら、提案・提言内容について検討する。

## 議会による事務事業評価結果表

### 産業建設常任委員会

事業名	担い手育成支援・新規就農支援事業		
委員会 評価	概ね適正である	理由	新規就農者数が県内1位は評価する。 「費用に見合った効果」及び「目標の達成状況」については効果的ではないと判断したが、「市が行う必要性」は市が行わなければならないものであり必要性が高いと評価した。
今後の 方向性	継続	理由	目標値を設定するためには離農の実態を把握する必要がある。農業委員会等関係機関との情報共有を行い、常に現状を把握することが必要と思われる。 また、自営就農、雇用就農、新規参入の形態ごとに課題を整理して雇用形態に合わせた事業、対策を強化し、登米市で就農したいと思わせる環境を整えることや、研修期間や就農した後も営農指導等のサポート体制等を充実させるなど、農協や県などの関係機関と連携した施策の検討を行うべきである。

事業名	グリーン・ツーリズム推進事業		
委員会 評価	概ね適正である	理由	成果の指標が会員数である現状では、的確に判断することは難しい。地域間交流の活性化、交流人口の拡大等を図る手法として宿泊者数などを目標設定にする検討が必要。
今後の 方向性	拡充	理由	いつでも登米市に泊まれるような体制作り、そのような体制を協議会として進めて行き、将来的には市民による農家民泊組合へ移行し運営していくことの検討が必要ではないか。 そのためにも、コーディネーターの育成や、受け入れ農家の拡大など、課題を整理し進めていく必要があると思われる。

事業名	道路メンテナンス事業		
委員会 評価	きわめて良好である	理由	道路メンテナンス事業は重要な事業であり、市民からの通報により迅速に対応し要望にも多く応えている。
今後の 方向性	継続	理由	<p>道路の補修は交通事故等を防ぐためにも、日々の生活に欠かせないものであり、今後も継続すべきである。今後の方向性としては地域と連携した協働のまちづくりを目指すためにも、簡易なものは地域で行っていただけるような政策の検討が必要ではないか。</p> <p>また、現在、作業を行っている作業員においても、技術の向上、安全対策のためにも講習会等の開催が必要と思われる。</p>